

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和6年11月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20241115	株式会社 エス (法人番号 2370001013037) 代表者佐々木 義裕	宮城県仙台市若林区卸町東5丁目7番50号	本社営業所	宮城県仙台市若林区卸町東5丁目7-5	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号	令和6年9月20日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20241126	株式会社 タイチ (法人番号 8410001007144) 代表者大森 三四郎	秋田県能代市能代町字下浜1番地2	本社営業所	秋田県能代市能代町字下浜1番地2	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	法第17条第1項第2号	令和6年7月10日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)整備不良車両等(安全規則第3条の3及び道路運送車両法第47条)、(2)整備管理者の選任(変更)の未届出違反(安全規則第3条の3及び道路運送車両法第52条)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。